

魅力ある住みよい都市をめざして

みち

ふくおかの道づくり



ご存じですか？ 道路の役割

通勤する、通学する、買物に行く、散歩する、ジョギングする、旅に出る…。
 私たちは、毎日さまざまな目的で道路を利用しています。
 人や車が通るだけでなく、食べ物や日用品のほとんどが道路を通過して運ばれます。
 そのために、みなさまのご協力を得ながら、道路の整備を行っています。



慢性的渋滞解消のために整備のすすむ日赤通り



九大移転にあわせて整備のすすむ学園通り

道路にはさまざまな役割があります

人や物を運びます

自動車をはじめ
 自転車、歩行者等
 の交通路となると
 ともに、大量輸送
 機関の交通路とな
 っています。



昭和通り

都市防災に力を発揮します

防災空間として
 緊急災害時の避難、
 救助物資の輸送等
 に不可欠な役割を
 担っています。



公益施設を収容しています

電気・電話・ガス・上下水道等の供給処理施設を収容しています。



電線地中化によりすっきりとした景観となった荒戸三丁目付近

町づくりをリードします

街区や住区の
 構成を決定する等、
 都市の土地利用
 の構成や市街地
 の誘導・発展に大
 きく影響を与えます。



西鉄香椎宮前駅付近

通風や採光、緑化に役立ちます

散策や通風採
 光等のための都市
 空間を提供し、街
 路樹等により沿道
 の建物と調和した
 都市景観を形成し
 ます。



百道浜地区

道路整備の流れ

1 都市計画決定

都市計画決定がされると、都市計画道路の区域内で、建物を建てる場合は、下記の条件が付加されます。



[許可の基準]

- ①階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。
- ②主要構造物が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他これに類する構造であること。

2 事業説明会の開催

土地所有者等、関係者の皆さんに事業の内容を説明します。



3 現況調査

土地測量をします。道路に必要な幅・面積の確定を行います。



4 「街路事業」 事業認可(知事認可)

事業計画には事業施工期間、施工区間等を定め、知事の認可を受けるとともに告示され、関係図書が公衆の縦覧に供されます。

事業認可告示後は下記の制限が生じます。

[制限の内容]

都道府県知事の承認が必要なもの

- ①土地の形、質を変更するとき。
- ②工作物を新築、改築、増築、大修繕するとき。
- ③物件を付加増置するとき。

* 都道府県知事の承認を得ないで上記の行為が行われた場合、増加分についての損失補償は請求できません。

「道路事業」 事業承認(大臣認可)

道路法に基づき、道路認定後に、事業施工期間、施工区間・区域を定め、建設大臣の承認を受け事業に着手します。

5 用地の買収・補償

土地、建物、その他の補償については、補償基準に基づいて適正な評価をし補償を行います。

[補償の内容]

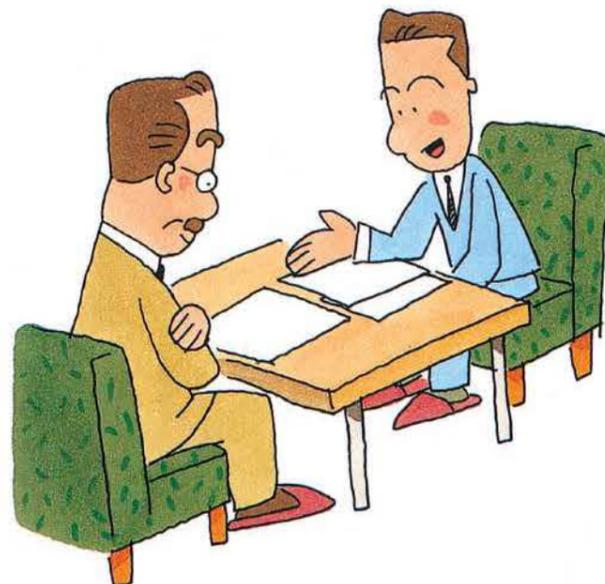
- ①土地代金
- ②建物所有者に対する補償
- ③借家人に対する補償
- ④その他実情に応じて補償があります。

* 補償は金銭で各人別に行います。

[補償金の課税特例]

- ①土地代金等の対価補償については、代替資産を取得した場合の特例か、又は5,000万円までの特別控除か、どちらかの適用を受けることができます。
- ②移転及び経費補償金は、支払いを受けた補償金以下の金額を使った場合は、残額が課税の対象となります。
- ③営業補償金等の収益補償金については、課税の対象となります。

* 詳しくは、所轄税務署にご相談ください。



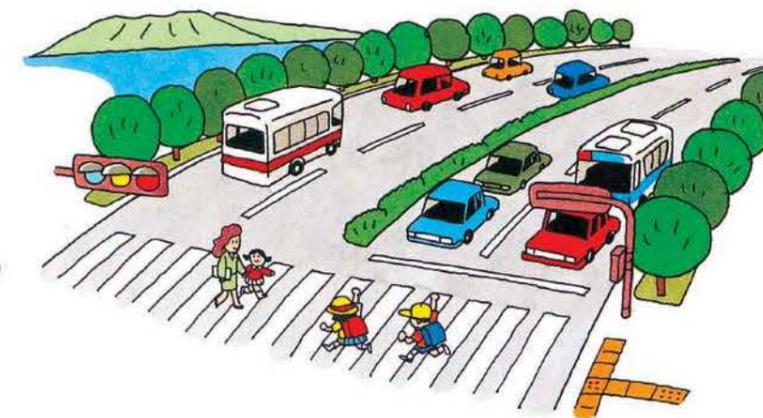
6 工事の施工・完了

上下水道・ガス・電気・電話等の先行工事を行った後、道路整備を行います。



7 供用の開始

工事が完了すれば、道路の供用が開始されます。道路の供用後の維持管理は、各区役所で行います。

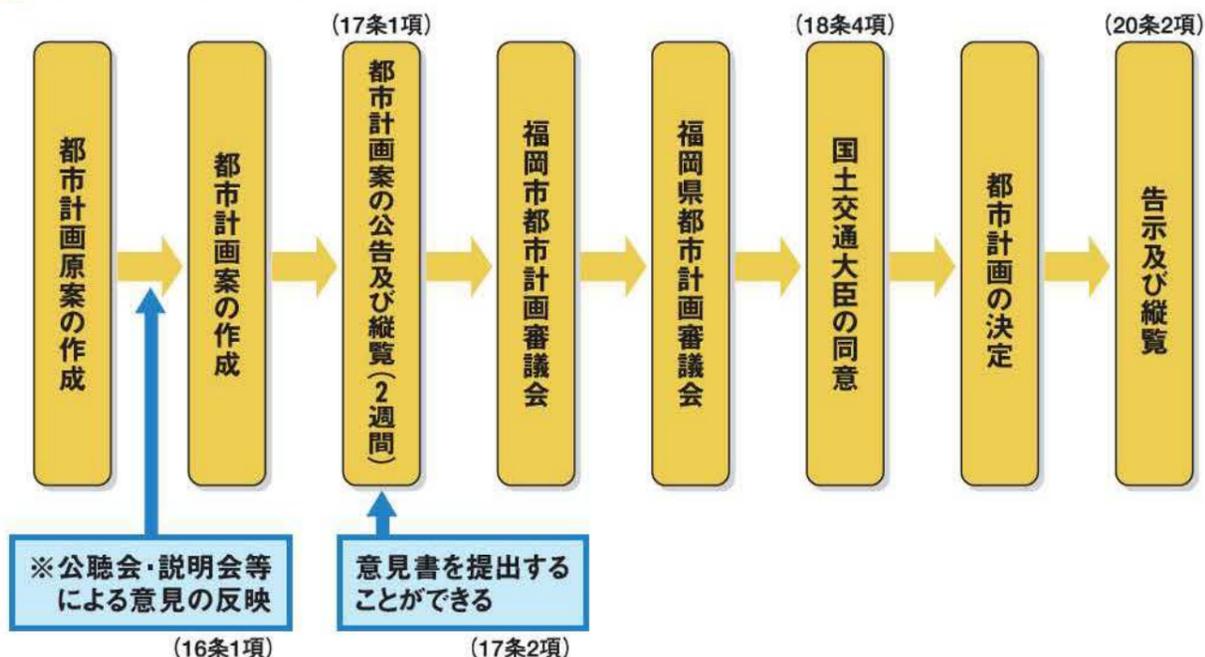


都市計画決定の手続きの流れ

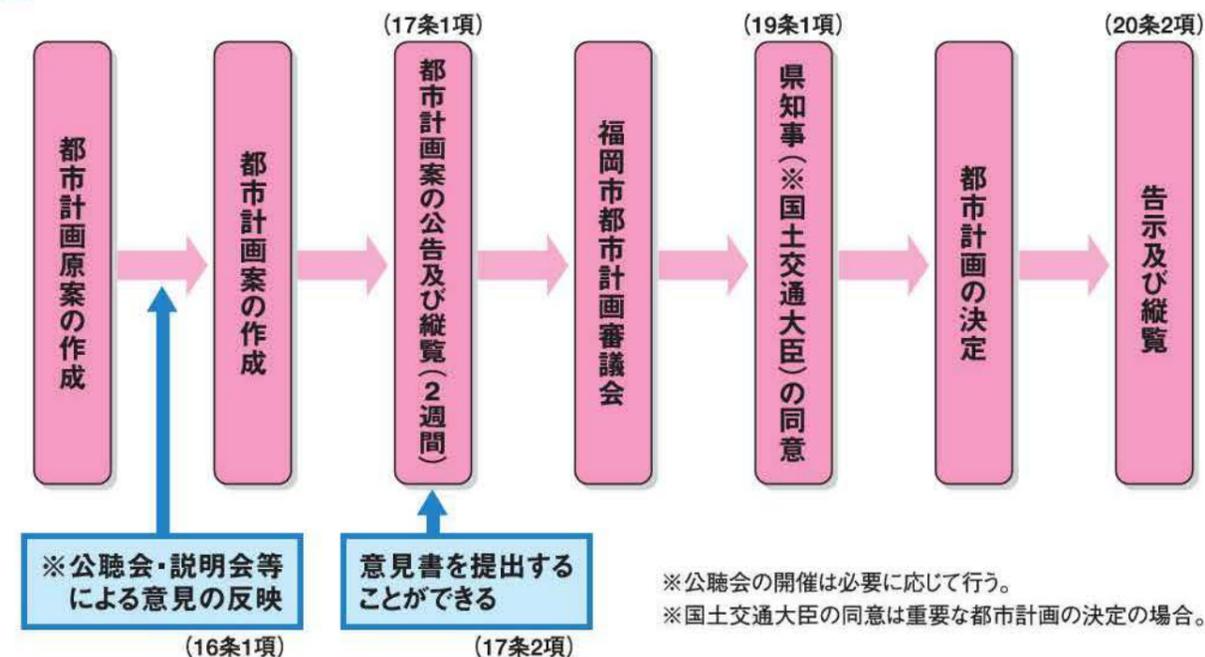
都市計画決定は、将来の土地利用計画をどうするかという関連において、道路・公園・下水・住宅などの都市施設を総合的、広域的な視野のもとに、各施設が最も効果的に作用するように都市全体の一体的な計画を法律で定めることです。

都市計画法(昭和43年6月15日公布)による都市計画道路の都市計画決定の手続きは、次のとおりです。

県の決定 (国道や高速道路については県が決定する)



市の決定

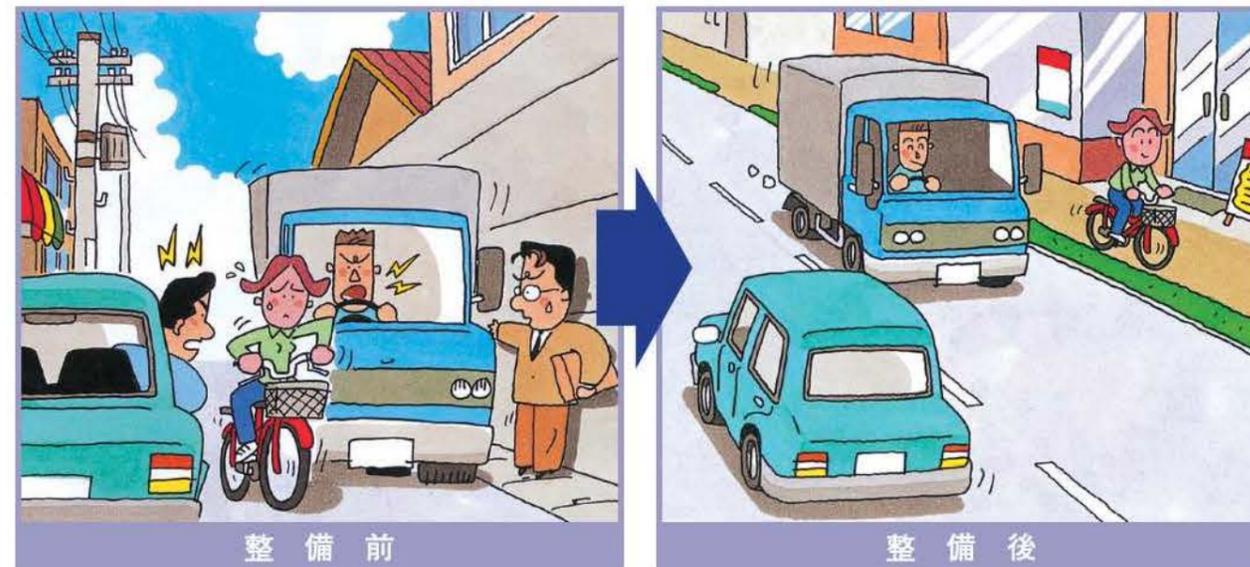


都市計画道路の整備

都市計画決定された道路(都市計画道路)は、主として道路予定地を直接買収する「道路事業」・「街路事業」により整備を行います。

都市計画道路の整備は、この他に、土地の面的な整備を行う「土地区画整理事業」市街地の再開発を行う「市街地再開発事業」による方法などがあります。

道路事業・街路事業による整備例

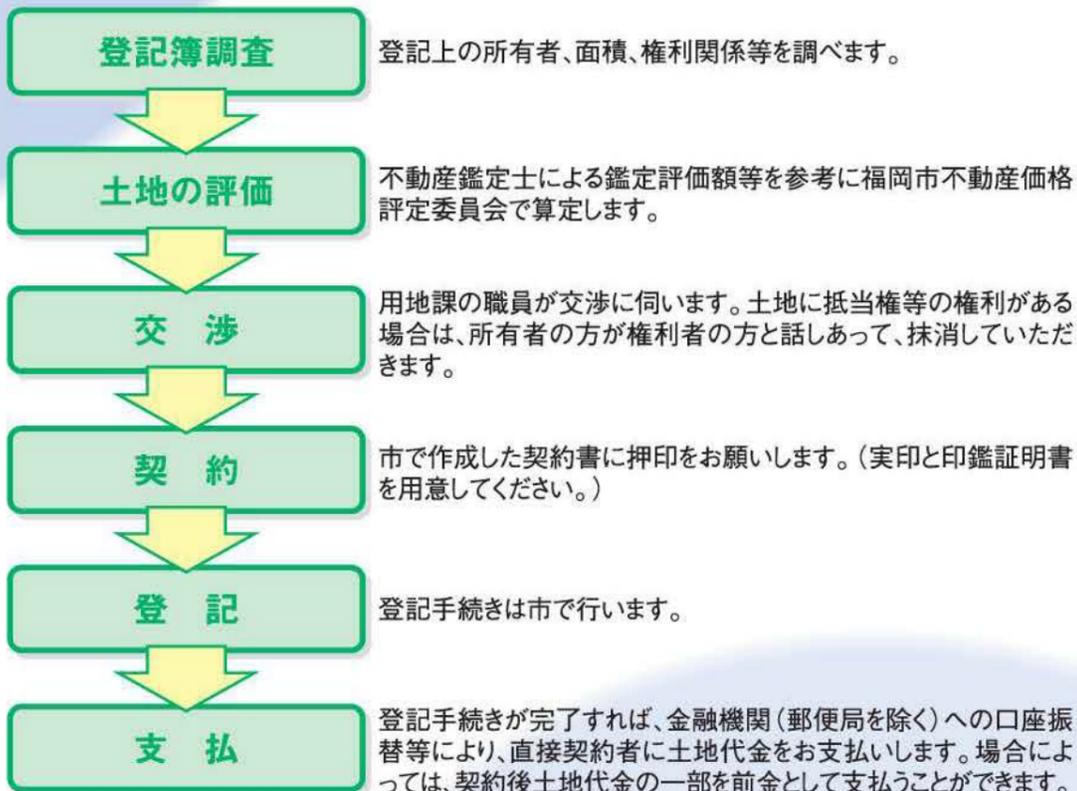


道路の分類

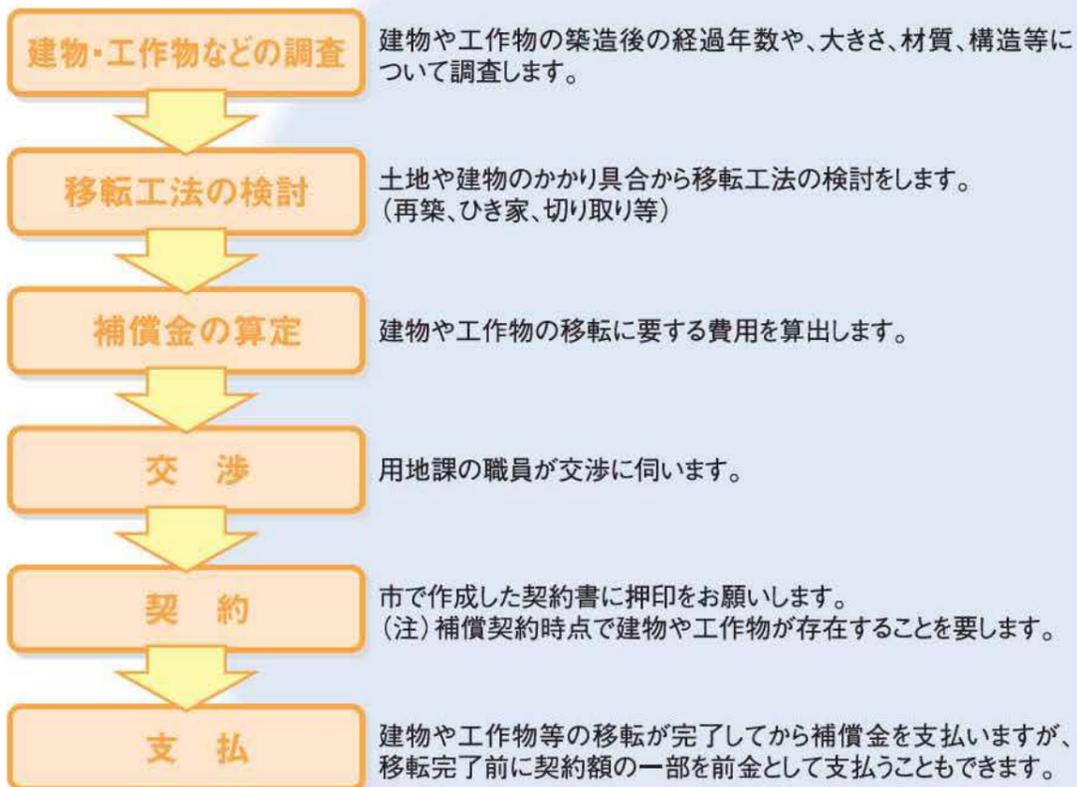
種別	内容	整備された道路(愛称名)
自動車専用道路	比較的に長い距離の交通を処理するため、車両の出入制限を行う自動車専用の道路です。	「都市高速道路」
主要幹線道路	都市間交通や通過交通等の比較的に長い距離の交通を、大量に処理するための道路です。幅員は概ね30~50mの範囲です。	「昭和通り」「日赤通り」「渡辺通り」「国体道路」
幹線道路	都市全体に網状に配置され、都市の骨格及び近隣住区を結ぶ道路です。幅員は概ね20~40mの範囲です。	「マリナ通り」「海の中道」「よかトピア通り」
補助幹線道路	近隣住区での幹線としての機能を果たす道路です。幅員は概ね13~20mの範囲です。	「筑肥新道」「福大通り」「油山観光道路」
区画道路	沿道住宅へのサービスを目的とした道路です。幅員は概ね13m未満となります。	
特殊道路	もっぱら、歩行者、自転車、モノレール等、自動車以外の交通の用に供するための道路です	

用地補償の手順

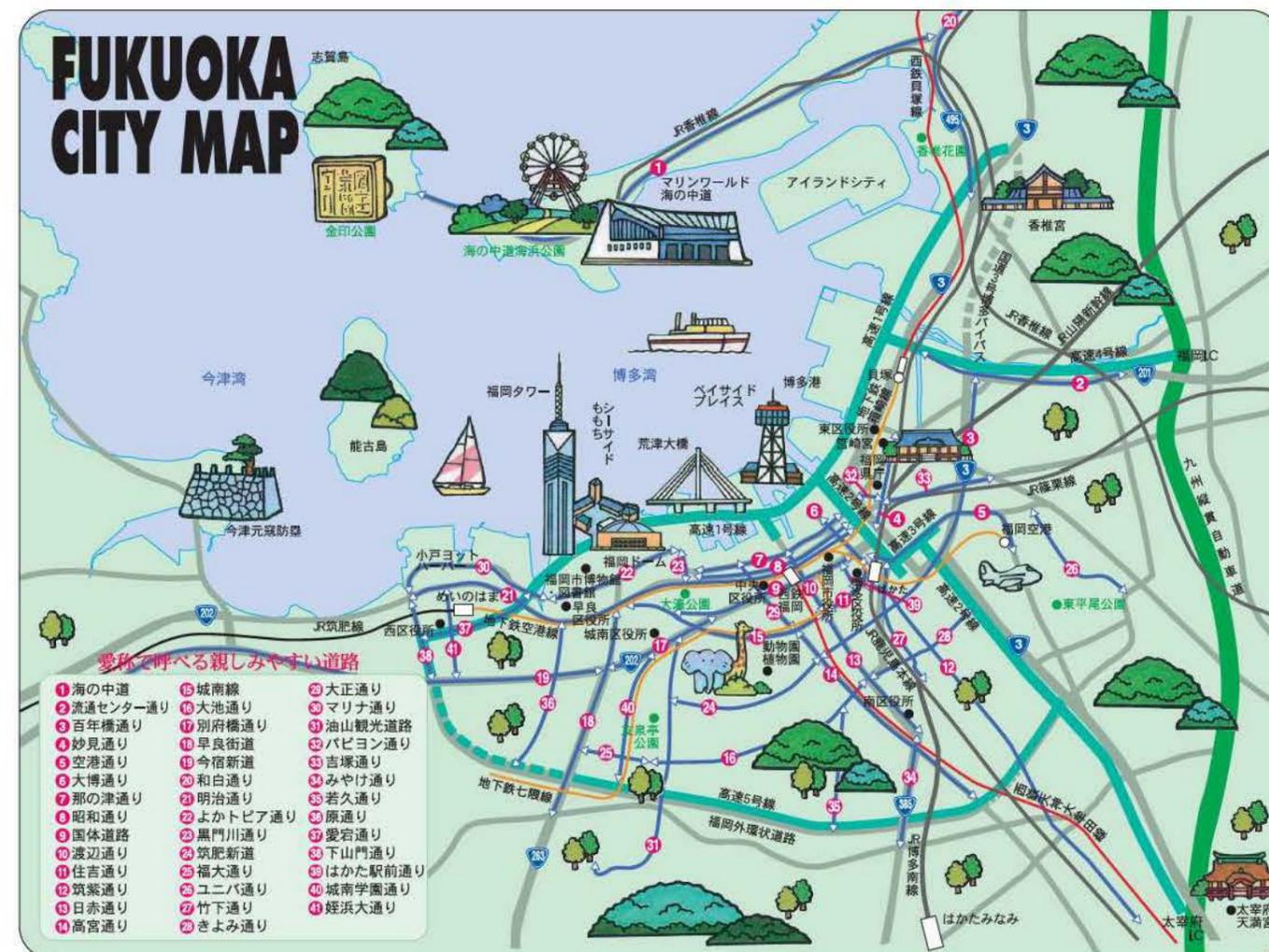
① 土地の取得



② 建物や工作物の補償



愛称道路図



お知らせください道路の

いた **痛み**

道路上で次のような箇所がありましたらお知らせください

- 照明灯の故障
- 側溝ふたの破損
- 道路にあいた穴
- ガードレール・カーブミラーの破損

区役所	担当課	昼間の連絡先 (8時30分～17時15分)	夜間及び土・日・祝日の連絡先
東区役所	維持管理課	TEL645-1057 FAX632-8999	TEL631-2131
博多区役所	維持管理課	TEL419-1062 FAX441-5603	TEL441-2131
中央区役所	維持管理課	TEL718-1084 FAX714-2141	TEL714-2131
南区役所	維持管理課	TEL559-5092 FAX559-5096	TEL561-2131
城南区役所	維持管理課	TEL833-4078 FAX822-4095	TEL822-2131
早良区役所	維持管理課	TEL833-4338 FAX841-6687	TEL841-2131
入部出張所	道路維持第2係	TEL804-2455 FAX803-0924	TEL804-2011
西区役所	土木第1課	TEL895-7047 FAX882-2137	TEL881-2131
西部出張所	土木第2課	TEL806-0411 FAX807-3080	TEL806-0004

福岡市道路下水道局

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号



この印刷物は、再生紙を使用しています。